

子ども文化祭実行委員会設置要綱

令和5年4月1日制定

(設置)

第1条 子ども文化祭を円滑に開催するため、子ども文化祭実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次代の文化を担う子どもたちが地域とともにいる伝統芸能等の発表を通じて、子どもの文化活動を高めるとともに、地域住民との交流を深め、ふるさとを愛する心を醸成するため子ども文化祭を開催する。

(所管事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、関係機関、関係団体との連絡調整その他必要事項の検討及び事業を行う。

(組織及び役員)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1名、監事を2名置く。

(1) 委員長は、教育長をもって充てる。

(2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(3) 監事は、委員会の承認を得て、委員のうちから2名を委員長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(委員長の専決処分)

第7条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、副委員長と協議のうえ、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(会計)

第8条 委員会の経費は、補助金をもってこれに充てる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

子ども文化祭実行委員会名簿

役員名	役職
委員長	教育長
委員	防府市文化協会
委員	防府市教育部長
委員	防府市文化スポーツ観光交流部長
委員	防府市教育委員会教育部学校教育課長
委員	防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課長